

平成26年度

児童手当・特例給付について 児童手当の現況届はお済みですか？

児童手当は、児童を養育しているかたに手当を支給することにより、家庭の生活の安定や次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を図ることを目的としています。
手当の支給を受けたかたは、児童手当の趣旨に従って、子どもの将来のために有効に活用してください。

◆支給対象

中学卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育しているかた

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第3子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育しているかたの所得が所得制限限度額を超える場合は、特例給付として月額一律50,000円を支給します。

※所得の申告がされていないと支給額の算定ができません。確定申告及び市県民税申告が必要なかたは、必ず現況届までに申告を済ませてください。

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入のみの場合)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人	812万円	1042万1千円

① 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいるかたの限度額（所得税ベース）は、右記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。

② 扶養親族の数が6人以上の場合の限度額（所得税ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

◆支給時期

毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

◆支給要件

- ① 児童が日本に住んでいること。
- ② 両親が別居している場合は、児童と同居しているかたを優先します。（単身赴任などの場合を除く）
- ③ 児童福祉施設などに入所している児童については、入所している施設に支給します。

■お問合せ

子育て支援課 猿島庁舎
内線 2215